

山口県報

平成23年
6月24日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....一
 - 土地収用法の規定に基づく事業の認定(監理課).....二
 - 自動車専用道路の指定(道路整備課).....二
- 公告
 - 平成二十三年クリーニング師試験の実施(生活衛生課).....二
 - 平成二十三年度毒物劇物取扱者試験の実施(薬務課).....三
 - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....四
 - 土地改良区役員の届出(農村整備課).....四
 - 県管長門地区中山間地域総合整備事業(黄幡換地区)の換地処分(農村整備課).....五
 - 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表(水産振興課).....五
 - 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....七
- 公安委告示
 - 技能検定員審査の実施.....七
 - 教習指導員審査の実施.....八
- 漁調委告示
 - 漁業法第六十七条第一項の規定による指示.....一



山口県告示第二百六十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年六月二十四日

土地改良区の名称

小野田市後潟土地改良区

宇部市大山花香土地改良区

認可年月日

平成二三、六、一六

” ” 一七

山口県知事 二井 関成

山口県告示第二百六十八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)以下「法」という。(第二十條の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成二十三年六月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 起業者の名称

岩国市

二 事業の種類

川下運動広場整備事業

三 起業地

(一) 収用の部分

岩国市旭町三丁目地内

(二) 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

(一) 法第二十条第一号関係

川下運動広場整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第三十三条第三十二号に掲げる施設に関するものである。

(二) 法第二十条第二号関係

本件事業の起業者である岩国市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(三) 法第二十条第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、スポーツ又はレクリエーションの用に供する広場を整備することにより、地域住民の快適で安らぎのある生活環境の確保が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設(以下「本件施

設」という。)を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、本件施設の利用者の利便性が高いこと等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。

エ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

本件事業は、スポーツ又はレクリエーションの用に供する広場を整備することにより地域住民の快適で安らぎのある生活環境の確保を図るため早急を実施されるべき事業であることから、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものと認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所
岩国市都市建設部都市計画課

山口県告示第二百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の二第二項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。

その関係図面は、平成二十三年六月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月二十四日

山口県知事 二井 関成

路線名	区	延(メートル)長	指定の期日
山口宇部線	山口市朝田字上山手八二九の一地先から 同市佐山字傍示郷二四の一地先まで	一四、〇三六・五	平成二十三年六月二十五日



(一九〇)平成二十三年クリーニング師試験の実施

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条第一項の規定により、平成二十三年クリーニング師試験を次のとおり実施します。

平成二十三年六月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 試験の日時及び場所

(一) 日時

平成二十三年九月十一日(日曜日)午前十一時から

(二) 場所

山口市吉敷下東三丁目一番一号

山口県総合保健会館

二 試験の内容

(一) 学科試験

1 衛生法規に関する知識

2 公衆衛生に関する知識

3 洗濯物の処理に関する知識

(二) 技能試験

1 洗濯物の処理に関する知識

(1) 薬品の鑑別

(2) 繊維の鑑別

(3) 絵表示の判別

2 洗濯物の処理に関する技能

白無地カッターシャツ(木綿一〇〇パーセントのもの)のアイロン仕上げ

三 受験資格

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百五十四号)附則第五項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。)

四 受験願書の受付期間

平成二十三年七月二十五日(月曜日)から同年八月十二日(金曜日)まで(郵送の

場合は、八月十二日までの消印のあるものは、有効とする。

五 受験願書等の提出先

- (一) 県内に居住する者
住所地为所管する保健所
- (二) 県外に居住する者
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

山口県環境生活部生活衛生課

六 提出書類

- (一) 受験願書
 - (二) 履歴書
 - (三) 受験資格があることを証明する書類
 - (四) 写真(手札型とし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)
- 受験手数料
八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表

- (一) 合格者の発表は、平成二十三年九月二十七日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

- (二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

- (一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「クリーニング師試験」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十一センチメートル以上のもの)を同封すること。
- (二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三―二九七〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八千円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二九二)平成二十三年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三三号)第八条第一項第三号の毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

平成二十三年六月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 試験の日時

平成二十三年十一月二十日(日曜日)午前十時から正午まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 受験願書の受付期間

平成二十三年九月一日(木曜日)から同月三十日(金曜日)まで(郵送の場合は、九月三十日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書等の提出先

最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)山口県健康福祉部薬務課に提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書きすること。

五 提出書類

- (一) 受験願書
 - (二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの)
- 受験手数料
一万千六百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表は、平成二十三年十二月十四日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

- (二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部薬務課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

- (一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉

部業務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの）を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県健康福祉部業務課（電話〇八三一九三三三〇一八）にすること。

(一九二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十三年二月十五日山口県公告（三六）に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年六月二十四日から同年七月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年六月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アクロスプラザ山口

所在地 山口市維新公園五丁目二番二二号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一九三) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十三年六月二十四日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
----------	------	----	----

下松市赤谷土地改良区	理事	中村 英隆	下松市大字下谷二〇〇五の二
------------	----	-------	---------------

井上 輝豊	防府市国衛二丁目一番三五号
-------	---------------

原田 清人	一六九一
-------	------

西岡 文雄	一九二六
-------	------

大田 雅彦	二四九九
-------	------

田中 宏幸	下松市大字末武下五〇七の二
田村 泰彦	大字下谷一七〇七の一
中村 嘉信	一九四七
中村 勝則	一七八八
内富 久代	一九二六
西岡 文雄	山陽小野田市大字西高泊二五〇八

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
----------	------	----	----

下松市赤谷土地改良区	理事	中村 英隆	下松市大字下谷二〇〇五の二
------------	----	-------	---------------

原田 清人	一六九一
-------	------

井上 輝豊	防府市国衛二丁目一番三五号
-------	---------------

田中 宏幸	下松市大字末武下五〇七の二
-------	---------------

田村 泰彦	大字下谷一七〇七の一
-------	------------

西川 達次	一九四一の三
-------	--------

中村 勝則	一七八八
-------	------

内富 久代	一九二六
-------	------

西岡 文雄	山陽小野田市大字西高泊二五〇八
-------	-----------------

大田 雅彦	二四九九
-------	------

川空 忠男	二二〇九	林 光一	三四二五	中村 和良	二九六七	岡 勝治	二四六三	益永 満晴	三三七八	福岡 武勝	三三一	作花 喜之	二七三三	長谷川雄三	二四〇五	西岡 信之	二四八七	阿武 恒美	三三〇三
-------	------	------	------	-------	------	------	------	-------	------	-------	-----	-------	------	-------	------	-------	------	-------	------

(一九四) 県営長門地区中山間地域総合整備事業(黄幡換地区)の換地処分
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
 県営長門地区中山間地域総合整備事業の施行に係る黄幡換地区の換地処分を次のとおり
 行いました。

平成二十三年六月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分の年月日

平成二十三年六月十五日

二 換地処分の内容

県営長門地区中山間地域総合整備事業(黄幡換地区)換地計画書に記載された換地
 計画のとおり

(一九五) 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項
 の規定により、山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(以下「計画」とい
 う。)を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、変更後
 の計画を次のとおり公表します。

平成二十三年六月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(一) 基本理念

1 我が国周辺水域における海洋生物資源は、低水準、減少傾向にあり、本県海域
 においても同様な傾向を示しているものが多くなっている。今後とも水産業の発
 展を図っていくためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的
 に利用していくことが必要である。

2 このようなことから、県としては、国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資
 源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての科学的
 知見を踏まえ、漁業の経営状況等に十分配慮しつつ、海区漁業調整委員会及び関
 係者の意見を聴いた上で、その自主的な海洋生物資源の管理を推進するととも
 に、海洋生物資源を持続的に利用するための適切な資源管理措置を講じること
 より、漁業の発展と水産物の供給の安定を図る。

(二) 漁獲量及び漁獲努力量の管理

1 資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第一種特
 定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、適切
 な管理措置を講じる。

2 国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量
 について本県に定められた量に対して、適切な管理措置を講じる。

3 漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、漁業者等に対し、必要
 な指導及び監督を行う。

(三) 資源回復計画の推進

緊急に資源の回復を図ることが必要な海洋生物資源について、漁獲努力量の削減
 をはじめ、資源の積極的な培養、漁場の環境の保全等を内容とする資源回復計画を
 作成するとともに、それに基づき具体的な取組を総合的に進める。

二 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量の管理の対象となる数量に関する
 事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十
 二年及び平成二十三年の管理の対象となる期間及び数量は、次のとおりである。ただ
 し、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計
 画に基づき、数量を変更することがある。

また、過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少ないと認めら

れる第一種特定海洋生物資源については、「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要ががある。

区分	期	間	数量	
			平成二十二年一月から同年十二月まで	平成二十三年一月から同年十二月まで
まあじ	ま	い	六、〇〇〇トン	六、〇〇〇トン
			六、〇〇〇トン	六、〇〇〇トン
まいわし	ま	い	若干	若干
			若干	若干
まさば及びごまさば	ま	い	若干	若干
			若干	若干
するめいか	ま	い	若干	若干
			若干	若干

三 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量について、第一種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十二年及び平成二十三年の数量について、採捕の種類別の数量は、次のとおりとする。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。
また、過去において漁獲実績があるものの、第一種特定海洋生物資源に対して、影響が少ないと認められる漁業については、「若干」とし、ほとんど影響しないと認められる漁業については、明示しないこととする。

区分	採捕の種類	数	
		平成二十二年	平成二十三年
まあじ	中型まさ網漁業	四、八〇〇トン	四、八〇〇トン
		四、八〇〇トン	四、八〇〇トン

小型まさ網漁業	敷網漁業	すくい網漁業	定置漁業権に基づく定置漁業(以下、「大型定置漁業」という。)
若干	若干	若干	若干
若干	若干	若干	若干
若干	若干	若干	若干

四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(一) まあじ
中型まさ網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、当該漁業者間の話し合いを進める。

また、小型まさ網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(二) まいわし

中型まさ網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

また、小型まさ網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(三) まさば及びごまさば

中型まさ網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。また、小型まさ網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(四) するめいか

大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

五 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量の管理の対象となる量に関する事項

本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十二年及び平成二十三年の管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに量は、次のとおりである。

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)
さわら	さわら・たい・まながつお流さし網漁業	安芸灘及び伊予灘	平成二十二年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
			平成二十二年九月一日から同年十一月三十日まで	六、七八七
いまこがれ	小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業に限る。)	瀬戸内海	平成二十二年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
			平成二十三年一月十日から同年二月十日まで	一三、四五五
さわら	さわら流網漁業	瀬戸内海	平成二十二年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
			平成二十二年九月一日から同年十一月三十日まで	六、七八七
いまこがれ	小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業に限る。)	瀬戸内海	平成二十二年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
			平成二十三年一月十日から同年二月十日まで	一三、四五五
さわら	さわら・たい・まながつお流さし網漁業	周防灘	平成二十二年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
			平成二十三年一月十日から同年二月十日まで	一三、四五五

六 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量について、第二種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の量に関する事項
 本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十二年及び平成二十三年の量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の量は、次のとおりとする。

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)
いまこがれ	小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業及びびけた網漁業に限る。)	周防灘	平成二十二年九月一日から同年十一月十日まで	一三、四五五
			平成二十三年一月十日から同年二月十日まで	一三、四五五

七 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項
 瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に従って操業するように指導するとともに、第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知事に報告されるような体制の整備を進める。
 八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進める。

(一九六) 開発行為に関する工事の完了
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。
 平成二十三年六月二十四日
 山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
 下松市瑞穂町三丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 下松市瑞穂町二丁目一六番一六号
 合田 智晴
 下松市瑞穂町四丁目七番二一号
 合田 康雄



山口県公安委員会告示第三十一号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定

に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十三年六月二十四日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
技能検定員審査(大自二)
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成二十三年七月二十七日(水曜日)及び同月二十八日(木曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十三年七月四日(月曜日)から同月八日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
(一) 技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」といふ。)(別記様式第一号によること。))
(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。))
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示する。)
- 七 審査手数料
一万四千百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	一千二百五十円
三 教則の内容となつてゐる事項	一千五百十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	一千五百十円
五 技能検定の実施に関する知識	二千五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円

備考	
特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第三十二号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十三年六月二十四日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
教習指導員審査(普通)
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成二十三年七月二十七日(水曜日)及び同月二十八日(木曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千二百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円

- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十三年七月四日(月曜日) から同月八日(金曜日) までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
- (一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」といふ。)(別記様式第一号によること。))
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
- 審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示すること。)
- 七 審査手数料
一万二千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

- 六 教習指導員として必要な教育についての知識
千二百円
- 備考
普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。
- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。
- 一 審査の種類
教習指導員審査(大自二)及び教習指導員審査(普自二)
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成二十三年七月二十七日(水曜日)及び同月二十八日(木曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十三年七月四日(月曜日) から同月八日(金曜日) までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
- 審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示すること。)
- 七 審査手数料

九千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百五十円

備考 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五十円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(普通一種)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十三年七月二十七日(水曜日)午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十三年七月四日(月曜日)から同月八日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項第一号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万三千三百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万三千三百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千八百円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百五十円

備考 普通自動車第一種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に一千九百五十円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一(二九〇)にすること。



山口県日本海海区漁業調整委員会告示第二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十三年六月二十四日

山口県日本海海区漁業調整委員会
会長 田中 傳

一 指示の内容

(一) 次のA、B、C、D及びAの点を順次結んだ線によって囲まれた海域において、^{いかり}錨等で船舶の位置を固定し、あみ等をまきえとして使用し、かつ、まぐるの採捕を目的として行うまきえつり及び当該まきえつりに係る遊漁案内行為(以下「まぐるまきえつり等」という。)は、禁止する。

- A 北緯三五度〇三分一〇秒東経一三度一三分五一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三五度〇三分〇〇秒東経一三度一四分〇〇秒の点)
 - B 北緯三五度〇三分一〇秒東経一三度〇〇分五一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三五度〇三分〇〇秒東経一三度〇一分〇〇秒の点)
 - C 北緯三四度五四分一〇秒東経一三度〇〇分五一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三度〇一分〇〇秒の点)
 - D 北緯三四度五四分一〇秒東経一三度一三分五一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三度一四分〇〇秒の点)
- (二) (一)にかかわらず、次の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行つるまきえつり等については、山口県日本海海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けた船舶(以下「承認船舶」という。)を使用して行う場合に限り、これを行うことができる。

海 域	期 間
次のa、b、c、d及びaの点を順次結んだ線によって囲まれた海域 a 北緯三五度〇二分一〇秒東経一三度〇七分五一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三五度〇二分〇〇秒東経一三度〇八	

分〇〇秒の点 b 北緯三五度〇〇分四一秒東経一三度〇九分四一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三度〇九分五〇秒の点)	平成二十三年七月一日から同年九月十五日まで
c 北緯三四度五九分一〇秒東経一三度〇七分五一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三四度五九分〇〇秒東経一三度〇八分〇〇秒の点)	
d 北緯三五度〇〇分四一秒東経一三度〇六分〇一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三度〇六分一〇秒の点)	

次のe、f、g、h及びeの点を順次結んだ線によって囲まれた海域 e 北緯三五度〇〇分〇一秒東経一三度〇六分五一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三四度五九分五〇秒東経一三度〇七分〇〇秒の点)	平成二十三年九月十六日から平成二十四年一月三十一日まで
f 北緯三四度五八分三一秒東経一三度〇八分四一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三度〇八分五〇秒の点)	
g 北緯三四度五七分〇一秒東経一三度〇六分五一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三四度五六分五〇秒東経一三度〇七分〇〇秒の点)	
h 北緯三四度五八分三一秒東経一三度〇五分〇一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三度〇五分一〇秒の点)	

(二)の承認(以下「委員会承認」という。)の申請は、次に掲げる者が行わなければならない。

- 1 漁業のために行つる場合にあっては、まぐるまきえつり等に使用する船舶(以下「使用船舶」という。)を所有し、又は使用する漁業者
 - 2 遊漁案内行為のために行つる場合にあっては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁船業者
 - 3 遊漁のために行つる場合にあっては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁者
- (四) 使用船舶は、(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行つるまきえつり等に関し、沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)第二十四条第一項に規定する漁場利用協定で、八里ヶ瀬漁場利用協定書という名称の書面により平成六年六月一日に締結されたものを締結した団体の構成員が使用する船舶又は当該漁場利用協定と同等の内容のまぐるまきえつり等の規制を遵守する旨を委員会に対し誓約した者の使用する船舶でなければならない。

(五) 委員会承認を受けた者は、まぐるまきえつり等を行う間、委員会の交付する承認証を承認船舶に備え付けるとともに、委員会が別に定める様式による標旗を当該承認船舶の船橋の見やすい場所に掲げなければならない。

(六) 委員会承認を受けた者は、承認船舶を使用して(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐるまきえつり等に関し、委員会が漁業調整上必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。

(七) 委員会が漁業調整上必要があるとき又は委員会承認を受けた者がこの告示による指示に違反したときは、委員会承認を取り消すことができる。

二 指示の有効期間

平成二十三年七月一日から平成二十四年六月三十日まで